

令和4年度第3回松阪市空家等対策協議会 議事録

- 日 時: 令和5年3月22日(水) 13時00分～14時00分
- 場 所: 松阪市役所 議会棟 第3・4委員会室
- 出席者: 委員 ◎永作友寛、○川村隆子、佐々木暢也、西岡直人、福本詩子、
中野孝是、萩原伸也 (◎会長、○副会長)
事務局 伊藤建設部長、山路建設部次長、水越参事兼建築開発課長、
拝田建築開発課主幹兼空家対策係長、稲垣空家対策係主任
- 傍聴者: 2人 (うち報道1人)
- 事項: 1. 会長あいさつ
2. 第2次松阪市空家等対策計画(最終案)について
3. その他

【 議事録 (要旨) 】

(13時00分開会)

事務局:ただ今より、令和4年度第3回松阪市空家等対策協議会を開催させていただきます。本日、追加資料として、資料2(空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の概要)を机上に置かせていただいております。ご確認をお願いします。それでは、事項書に沿って始めさせていただきます。事項書の「1. 会長あいさつ」といたしまして、開会にあたり永作会長よりご挨拶申し上げます。

事項1. 会長あいさつ

会 長:委員の皆様、年度末の忙しい中ご出席ありがとうございます。空家等対策計画について、前回2月10日の協議会で中間案を確認していただき、パブリックコメントを実施しまして、今回の最終案となります。ご確認いただきお気付きの点についてご意見をお願いいたします。甚だ簡単ですが挨拶とさせていただきます。

事務局:ありがとうございました。本会議は松阪市空家等対策協議会規則第6条に規定しています会議の成立要件である「委員の過半数以上の出席」をいただいておりますので、本日の協議会は成立していることを報告いたします。この後の進行につきましては、永作会長にお願いさせていただきます、よろしく申し上げます。

事項2. 第2次松阪市空家等対策計画(最終案)について

会 長: それでは、議事に入ります。委員の皆様には積極的なご意見をお願いいたします。
では、事務局から説明をお願いします。

事務局: 「資料 1-1」「資料 1-2」説明。
(中間案からの修正箇所の説明、パブリックコメントの結果報告(意見なし)、対策計画書(最終案)の説明)

会 長: 事務局からの説明でした。第 2 次の対策計画について、これまで審議をしてまいりましたが、今回が最終となります。ご意見がございましたら、ご発言よろしく申し上げます。

委 員: この計画書は難しい専門用語が使用されているので、用語集のようなものは入れられませんか。

会 長: このことについて、事務局いかがですか。

事務局: 製本する際は、参考資料として巻末に用語集を記載するようにします。

会 長: 分かりました、それでよろしいですね。他はありませんか。

委 員: 地元の代表として 1 つ確認させていただきたい。地域の過疎化の問題について、空家対策という側面からも考えていく必要があることから、昨年実施した空家の実態調査の結果について公表してもらうことはできませんか。具体的には、住民自治協議会で交付金を使いながら空家バンクへの登録を促していきたいと考えています。

事務局: ここが空家であるという個別の情報については、防犯上の問題などもあり公表できません。但し、調査にご協力いただいた自治会様へはその自治会様の管轄区域内の地図データなどの情報について共有させていただきたいと考えています。

会 長: このことについては、地域も含めてまた協議をするようにしてください。他にご意見はございませんか。

委 員: (他の委員) 特に意見はありません。

会 長: よろしいでしょうか、それでは資料 1-2 の空家等対策計画(案)を最終案とさせていただきます。いろいろご意見ありがとうございました。

事項 3. その他

会 長: では、事項 3 へ進みます。その他について事務局から説明をお願いします。

事務局: 「資料 2」説明
(空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の概要)

会 長: ありがとうございました。「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」が現在国会で審議されていますので、詳細な内容が分かり次第改めて報告させていただきますという報告でした。ただ、先ほど委員からのご意見にもありま

したが、やはり専門的な用語が多いですね。例えば、「報告徴収権」と記載がありますが、どなたか説明できますか。

委員:調査のために行政機関が資料の提出を求められるという権限ですので、空家特措法第10条第3項の権限を拡充していくものかと思いますが、詳細は条文を確認しないと分かりません。

事務局:こちらも委員と同じ解釈ですが、情報がこれからですので何とも言えません。

委員:新しく創設される「管理不全空家」ですが、これは空家特措法第14条による指導・命令・勧告とはならないのですか。

事務局:そのとおりです。主旨としては、特定空家等に認定する前に問題解消するための新しいカテゴリーとのことです。

会長:このことについては、まだ確定ではないので、来年度またこの協議会で諮っていくことでよろしいでしょうか。

事務局:その際は、この「管理不全空家」などについて、判定基準の策定をお願いしたいと考えています、よろしくおねがいします。

会長:ありがとうございました。本日の議事は終了しました。

事務局:本日はありがとうございました。本日の協議会での承認をもって「第2次松阪市空家等対策計画(最終案)」とさせていただきます。また皆さまには、長期間にわたり「第2次松阪市空家等対策計画」について、ご議論いただき誠にありがとうございました。委員の皆さまの貴重なご意見、ご提言をいただきまして、今後も適切な空家等対策を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。以上で、令和4年度第3回松阪市空家等対策協議会を終了いたします、お忙しい中ありがとうございました。

(14時00分終了)